

(別紙 1)

総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットにおける 育成就労外国人の従事する業務に関する誓約書

食品産業育成就労協議会長殿

育成就労実施者

名称

住所

代表者

記

飲食料品製造業分野における育成就労外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 育成就労外国人に対し、「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」第三４（１）及び「特定の分野に係る育成就労制度運用要領－飲食料品製造業分野の基準について－」第１に定める業務に従事させることとし、販売業務には従事させないこと。
- 2 上記１の誓約事項に反することが確認された場合は、本入会規程第７条の適用を受けるものと理解していること。

年 月 日

作成責任者 _____

(別紙 2)

対象旅館等における育成就労外国人の受入れに関する誓約書

食品産業育成就労協議会長殿

育成就労実施者

名称

住所

代表者

記

外食業分野における育成就労外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 育成就労外国人に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 3 項に規定する接待を行わせないこと。
- 2 育成就労外国人を受け入れる際は、接待を行わせないための必要な措置として、次のいずれの措置も講ずること。
 - ① 育成就労外国人からの相談体制の整備を行うこと。
 - ② 当該育成就労外国人に対し、自らが作成するマニュアル（接待防止マニュアル）により、風営法第 2 条第 3 項に規定する接待の防止に関する説明を行うこと。
- 3 農林水産省が観光庁と連携して行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 4 上記 1 ～ 3 の誓約事項に反することが確認された場合は、本入会規程第 7 条の適用を受けるものと理解していること。

年 月 日

作成責任者_____

(別紙 3 の 1)

水産加工業の業務区分における育成就労外国人の受入れ に関する誓約書

食品産業育成就労協議会長殿

育成就労実施者

名称

住所

代表者

記

水産加工業の業務区分において育成就労外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 水産加工業業務区分で育成就労外国人を受け入れる際は、雇用契約の締結時に「水産加工業の業務区分における育成就労外国人の育成方針」及び「同意書」の内容について丁寧に説明し、同意を得ること。
- 2 上記 1 の誓約事項に反する（説明を十分に行わず、同意を得ないまま雇用した）ことが確認された場合は、本入会規程第 7 条の適用を受けるものと理解していること。

年 月 日

作成責任者_____

(別紙3の2)

水産加工業の業務区分における育成就労外国人の育成方針（参考例）

当社は、飲食料品製造業分野のうち水産加工業の業務区分における育成就労外国人の受入に当たり、下記の方針で当該区分の専門人材を育成します。

記

第1条 専門人材の育成について

水産加工業は、フードバリューチェーン上、生産と食品製造をつなぐ役割を担っています。育成就労外国人の方には、今後、我が国の水産加工業において担い手として働き続けていただき、水産加工業の専門人材になっていただくため、専門的な技術の修得を目指していただきます。

第2条 採用後のキャリアパスについて

育成就労外国人として当社との雇用契約に基づく活動を行う際は、安全・衛生管理に関する知識を深め、指導者の指示や自らの判断のもと、水産加工工程の作業において即戦力となれる技能を修得していただきます。

なお、1号特定技能外国人として就労する際は、指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、水産加工工程の作業に従事する業務を行っていただくこととなります。

おって、2号特定技能外国人として就労する際は、複数の技能者を指導しながら、水産加工の作業に従事し、工程を管理する業務を行っていただくこととなります。

第3条 待遇について

当社では、水産加工業の専門人材を育成するため、水産加工育成就労評価試験（専門級）及び技能検定3級（水産練り製品製造）に合格した方に対しては、技能修得レベルに基づいた待遇となるよう努めることとしています。当該試験等の合格を目指して業務に励んでいただくこととなります。

育成就労実施者

(住所)

(氏名) ○○ ○○

同意書（参考例）

育成就労実施者

○○ ○○ 殿

私は、上記「水産加工業の業務区分における育成就労外国人の育成方針」及び下記について説明を受け、その内容について理解した上で、貴社と雇用契約を締結することに同意します。

転籍について

水産加工業の業務区分における育成就労外国人の方は、水産加工業の業務区分内であれば転籍は可能です。同じ飲食料品製造業分野でも、飲食料品製造業の業務区分への転籍はできません。

年 月 日
(自署)

育成就労外国人の昇給に関する誓約書

食品産業育成就労協議会長殿

育成就労実施者

名称

住所

代表者

記

育成就労外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 在籍する育成就労外国人の所定内賃金を、1年目から2年目にかけて、協議会が設定・公表する昇給率以上の割合によって昇給させること。
- 2 農林水産省又は食品産業育成就労協議会（農林水産省又は食品産業育成就労協議会から委託を受けた者を含む。）が行う賃金、給与等の調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 3 上記1及び2の誓約事項に反することが確認された場合は、本入会規程第7条の適用を受けるものと理解していること。

年 月 日

作成責任者_____

(別紙 5)

年 月 日

殿

食品産業育成就労協議会長

食品産業育成就労協議会加入証明書

入会申込みがあった食品産業育成就労協議会について、食品産業育成就労協議会入会規程第 3 条の規定に基づき確認したので、下記のとおり証明します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

(別紙 6)

年 月 日

食品産業育成就労協議会事務局 殿

協議会構成員の名称
代表者

食品産業育成就労協議会証明書再交付申請書

食品産業育成就労協議会入会規程第 4 条の規定に基づき、食品産業育成就労協議会加入証明書の再交付を申請します。

記

- 1 協議会構成員の名称
- 2 住所
- 3 代表者

(別紙 7)

年 月 日

食品産業育成就労協議会事務局 殿

協議会構成員の名称

住所

代表者

食品産業育成就労協議会変更届出書

食品産業育成就労協議会入会規程第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

(変更内容)

変更事項	変更後	変更前	変更が生じた日	変更事由

(別紙 8)

年 月 日

食品産業育成就労協議会事務局 殿

協議会構成員の名称
代表者

食品産業育成就労協議会退会届出書

食品産業育成就労協議会入会規程第 6 条の規定に基づき、食品産業育成就労協議会を退会しますので、食品産業育成就労協議会加入証明書（食品産業育成就労協議会変更通知書）を添えて下記のとおり届出します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者